

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（生活衛生課）

一 趣旨

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の営業者が当該営業を譲渡する場合において、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を定めるための改正

二 内容

別表保健医療部の項第五十七号中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

三 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日